

## 斑点米カメムシ類多発のおそれ

8月上旬に実施した巡回調査において、斑点米カメムシ類のすくい取り数、発生地点率がともに過去10年間で最も高くなっています。

今後、斑点米カメムシ類の加害活動が活発になり、斑点米被害により品質が大幅に低下するおそれがあります。

被害軽減のため、出穂期10日後頃と同24日後頃の薬剤散布を必ず実施してください。

- 1 病害虫名：斑点米カメムシ類（アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ）
- 2 発生作物：水稲
- 3 対象地域：秋田県全域
- 4 発生時期：早い
- 5 発生量：多い
- 6 警報発令の根拠
  - (1) 8月5～7日の巡回調査（県内100地点）において、斑点米カメムシ類のすくい取り数は平均1.7頭（平年1.1頭）、発生地点率も46%（平年33%）と高く、ともに過去10年間で最も高い数値である（表－1、図－1、2）。
  - (2) また、県内6地点の予察灯における斑点米カメムシ類の誘殺状況についても、平年と比較して多く（表－2）、誘殺時期は早く推移している。
  - (3) 8月2日に仙台管区气象台から発表された気象予報によると、向こう1か月の気温は平年並又は高い、降水量は平年並又は少ないと予報されている。
  - (4) 以上のことから、水田内における斑点米カメムシ類の発生量は更に多くなると予想され、籾への吸汁加害による斑点米被害が多発するおそれがある。
- 7 防除対策
  - (1) 出穂期10日後頃と同24日後頃に茎葉散布剤を畦畔を含めたほ場全体に散布する。
  - (2) 茎葉散布剤は、1回目はスタークル剤又はアルバリン剤、2回目はキラップ剤とする。
  - (3) 出穂期10日後頃の薬剤散布後に畦畔、農道の草刈りを行う。
  - (4) 薬剤を散布しない法面や休耕田等の雑草地は、稲の収穫2週間前までは草刈りをしない。
- 8 その他
  - (1) 農薬を散布する際には養蜂業者等と連携をとり、ミツバチ等への危害防止対策を徹底する。

表-1 水田内での斑点米カメムシ類すくい取り結果(8月2半旬)

|      | すくい取り数(頭) <sup>1)</sup> |                | 発生地点率(%) |
|------|-------------------------|----------------|----------|
|      | アカスジカスミカメ               | アカヒゲホソミドリカスミカメ |          |
| 県北部  | 2.8                     | 1.6            | 61       |
| 県中央部 | 1.9                     | 1.3            | 53       |
| 県南部  | 1.0                     | 0.2            | 28       |
| 全県   | 1.7                     | 0.9            | 46       |
| 平年   | 1.1                     | 0.4            | 33       |
| 概評   | 多                       | —              | 多        |

1)水田内20回すくい取り調査

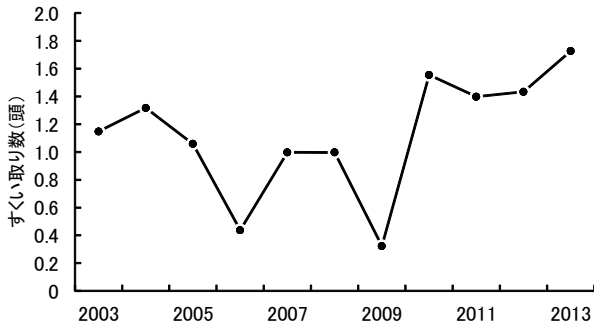


図-1 水田内すくい取り数の年次推移(8月2半旬) (年)

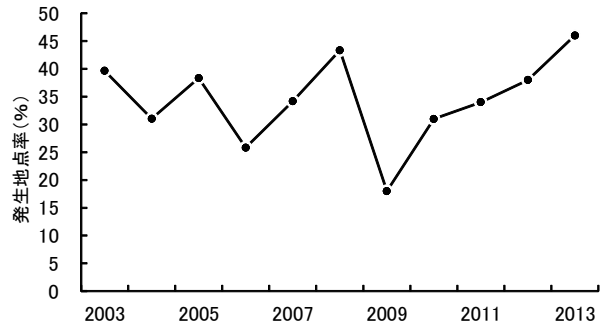


図-2 水田内発生地点率の年次推移(8月2半旬) (年)

表-2 県内6予察灯の平均誘殺数(7月)

|      | アカスジカスミカメ | アカヒゲホソミドリカスミカメ | 合計    |
|------|-----------|----------------|-------|
| 2013 | 51.5      | 158.8          | 210.3 |
| 平年   | 8.9       | 113.4          | 122.3 |
| 概評   | 多         | やや多            | 多     |

【 問合せ先 】

秋田県農林水産部 水田総合利用課 TEL 018-860-1785  
 秋田県病害虫防除所 TEL 018-860-3421  
 秋田県農業試験場 TEL 018-881-3327  
 掲載HP <http://www.pref.akita.lg.jp/bojo/>